

議案第63号

令和6年度みよし市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度みよし市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為を令和6年度下水道事業会計予算第10条とし、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
農業集落排水汚水マンホール 改築工事	令和7年度	6,050千円

令和6年11月29日提出

みよし市長 小 山 祐

令和6年度

みよし市下水道事業会計補正予算書

みよし市

債務負担行為に関する調書

追 加

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	収益的収入	資本的収入
農業集落排水汚水 マンホール 改 築 工 事	千円 6,050	—	千円 —	令和7年度	千円 6,050	千円 —	千円 6,050